

七ヶ浜町雇用奨励金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、町内に居住する高等学校卒業予定者を正社員又は多様な正社員として雇用する事業主に対し、当該年度の予算の範囲内で雇用奨励金を交付することにより、地域の雇用を促進し、圏域内の振興発展を図ることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 圏域 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町の5市町をいう。
- (2) 高卒予定者 令和2年度末に高等学校又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校(高等部に限る。)を卒業する予定である者をいう。
- (3) 正社員等 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 正社員 次の(ア)から(オ)までの全てに該当する者をいう。

- (ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。
- (イ) 派遣労働者として雇用されていないこと。
- (ウ) 同一の事業主に雇用される他の労働者と比較し、勤務地及び職務が限定されていないこと。
- (エ) 同一の事業主に雇用される他の労働者と所定労働時間が同じであること。
- (オ) 同一の事業主に雇用される他の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

イ その他社員 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 勤務地限定正社員 同一の事業主に雇用される正社員と比較して勤務地が限定(複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所(複数の場合を含む。)に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないことをいう。)されている労働者であって、同号ア(ウ)を除く。)の要件の全てに該当するもの
- (イ) 職務限定正社員 同一の事業主に雇用される正社員と比較して職務が限定されている労働者であって、同号ア(ウ)を除く。)の要件の全てに該当するものをいう。
- (ウ) 短時間正社員 次のaからcまでのいずれかに該当する者であって、同号ア(エ)を除く。)の要件の全てに該当するものをいう。

- a 同一の事業主に雇用される正社員の1日の所定労働時間が7時間以上の場合で、1日の所定労働時間を1時間以上短縮される正社員であること。
- b 同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の場合で、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮される正社員であること。
- c 同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮される正社員であること。

(交付対象事業主)

第3条 雇用奨励金の交付対象事業主は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 圏域内に本社を有すること。
- (2) 申請時点において、七ヶ浜町に居住する高卒予定者を正社員等として雇用することを決定していること。
- (3) 交付申請日時点において閉鎖又は廃業していないこと。
- (4) 市町税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人
 - イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等
 - ウ 政治団体又はこれらに類似する種を営む者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業を営む事業者
 - カ 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(雇用奨励金の額)

第4条 雇用奨励金の額は、雇用する高卒予定者1人につき100,000円とする

(交付の申請)

第5条 雇用奨励金の交付の申請をしようとする者は、七ヶ浜町雇用奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて令和3年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 高卒予定者を正社員等として雇用することが分かる書類（採用通知書及

び雇用決定通知書等)の写し

- (2) 雇用予定者が新規高等学校卒業予定であることを証明するもの(卒業見込み証明書等)
- (3) 振込先の預金口座通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 被雇用者及び親権者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面などの写し)
- (5) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 町長は申請書兼請求書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、雇用奨励金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに雇用奨励金の交付を決定し、七ヶ浜町雇用奨励金交付決定通知書兼口座振込通知書(様式第2号)により雇用奨励金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査により、奨励金の交付が不相当と認めるときは、雇用奨励金の不交付を決定し、七ヶ浜町雇用奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をしたものに対し通知するものとする。
(交付の決定の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項の通知を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、雇用奨励金取消通知書(様式第4号)により交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 受給者の都合により雇用の決定を取り消した場合
- (3) 前2号のほか、町長が特に受給者としてふさわしくないと認めた場合

- 2 町長は、受給者が前項に該当する場合は、期限を定めて雇用奨励金の返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

第8条 奨励金の交付を受けた者は、第6条の規定による交付の決定の取消しにより、奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 奨励金の交付を受けた者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等適正化法第19条第2項に規定する割合で計算した延

滞金を町に納付しなければならない。

- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(立入検査等)

第9条 町長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、奨励金の交付の決定を受けた者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして事業所、事務所等に立ち入らせ、帳簿、書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、雇用奨励金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以降の雇用の決定について適用する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

七ヶ浜町雇用奨励金申請書兼請求書

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

所在地（住所）〒
 事業者
 名 称
 役 職
 代表者 ふりがな
 氏 名

印

七ヶ浜町雇用奨励金の交付を受けたいので、七ヶ浜町雇用奨励金交付規則に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 申請情報

申請額及び請求額		100,000 円		
雇用予定者	氏名	(フリガナ)		
	住所			
	生年月日	年 月 日生まれ	卒業予定学校名	

2 申請者の同意事項・誓約事項

私は、七ヶ浜町雇用奨励金の交付申請に関して、次のとおり同意・誓約します。

- この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や奨励金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 七ヶ浜町から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 市町税の納税情報を確認することについて同意します。

3 被雇用者及びその親権者の同意事項・誓約事項

私は、七ヶ浜町雇用奨励金の交付申請に関して、次のとおり同意・誓約します。

- この申請に関し、私が申請事業者に就職予定であることに間違いありません。
- 七ヶ浜町が住所地について確認することについて同意します。

年 月 日
 被雇用者

被雇用者の親権者

4 振込先

振込先口座名 (ゆうちょ 銀行以外)	金融機関名	銀行・農協 金庫・信用組合				本店(所) 支店・支所			
	口座種別	普通・当座							
	口座番号								
	フリガナ								
	口座名義人								
振込先口座名 (ゆうちょ 銀行の場合)	記号								
	番号								
	フリガナ								
	口座名義人								
	備考								

(添付書類)

- 1 高卒予定者を正社員等として雇用することが分かる書類（採用通知書及び雇用決定通知書等）の写し
- 2 雇用予定者が新規高等学校卒業予定であることを証明するもの（卒業見込み証明書等）
- 3 振込先の預金口座通帳又はキャッシュカードの写し
- 4 被雇用者及び親権者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面などの写し）

七ヶ浜町雇用奨励金交付決定通知書兼口座振込通知書

第 号
年 月 日

殿

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

年 月 日付けで申請のありました七ヶ浜町雇用奨励金については、七ヶ浜町雇用奨励金交付規則第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

なお、奨励金は下記の指定口座へ振込みいたしますので、御確認ください。

記

- 1 交付対象者の氏名
- 2 交付金額 円
- 3 交付（予定）年月日
- 4 振込口座

七ヶ浜町雇用奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

年 月 日付けで申請のありました七ヶ浜町雇用奨励金については、七ヶ浜町雇用奨励金交付規則第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

- 1 不交付対象者の氏名
- 2 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

七ヶ浜町雇用奨励金取消決定通知書

第 号
年 月 日

殿

七ヶ浜町長 寺澤 薫

年 月 日付け 第 号で通知した七ヶ浜町雇用奨励金の
交付決定については、下記の理由により取り消したので七ヶ浜町雇用奨励金交
付規則第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

[取消理由]